

フラダンスの振付は
著作物と認められるのか？



～フラダンス振付事件～

模擬裁判

多数の賞を受賞した有名フラダンサーの振付が
ダンス・イベントやフラダンス教室で
勝手に使われていた・・・。

フラダンスの著作物を巡って企業との戦いが今、
幕をあける...！

2020年度 日本大学法学部

オープンキャンパス企画

主催：知的財産法藤田ゼミナール第5期生

目次

1	<u>目次</u>	p 2
2	<u>あらすじ</u>	p 3
3	<u>キャスト・スタッフ紹介</u>	p 4
4	<u>会場の説明</u>	p 6
5	<u>事案の概要</u>	p 7
6	<u>訴状</u>	p 13
7	<u>証拠一覧</u>	p 31
8	<u>用語集</u>	p 45
9	<u>関連裁判例</u>	p 48
10	<u>判決文</u>	p 58
11	<u>編集後記</u>	p 72



フラダンスは著作物なのか？



あらすじ

有名フラダンサーの牧野Laule'a(ロウレア)愛里は、
オアフ島プリンセスの称号を買われ、
株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンの
「クムフラ」に就任した。

それから4年後、新社長・道明寺翼との間で関係が悪化し、
この契約は解消されたが、
その後も同社が運営するフラダンス教室や
イベント等で自身が振付したダンスが無断で踊り続けられていた。

さらにフラダンス映像や、フラ・スタジオの映像までも、
会社のプロモーション・ビデオとして勝手に使用されている！

これを受け、牧野は著作権侵害として、
マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンを訴えた。

**フラダンスの著作権を巡って
企業との戦いが今、幕を開けるー・・・！**

Cast&Staff

原告 サイド

キャストコメント：
原告側証人西門めぐみ役を
演じさせていただきます。
演技経験0なので不安でいっぱいですが、
少しでも皆様に著作権法の面白さ、奥深さをお
伝えできればと思います。
すごい緊張していますが精一杯頑張ります！
よろしくお願いします。

キャストコメント：
原告の牧野ロウレア愛里を
演じさせていただきます清水恵理です。
お芝居に興味はあるものの、
高校の文化祭でかじった程度の経験なので
不安もありますが、
皆さんに楽しんで頂けるように、
また著作権について知って頂けるように
精一杯頑張ります！



原告側
証人

西門 めぐみ
(中田 菜々子)



原告

牧野 Laule' a 愛里
(清水 恵理)

原告訴訟代理人弁護士 (原告団)

田口 雅治(主任)	西野 侑利	長谷川 風夏
古内 勇士	八坂 未唯	吉田 果央

裁判所 裁判長: 嶋田 美帆子 裁判官: 梶原 瑠星
金子 好樹

被告 サイド

キャストコメント：
被告を担当することになりました。
本事件では、我が社のPVに使用した映像の著作物性、及び引用が成立するかが鍵となります。
しっかりと我が社の見解を主張し、勝訴を勝ち取ることはもちろん、見応えのある裁判をお届けできるように頑張ります。



被告

道明寺 翼
(重野 哲太郎)

キャストコメント：
被告証人の映像ディレクター美作ひかるを演じさせていただく上島真成です！
演技経験がなく、セリフを覚えていられるかも不安なのですが、観客の皆様が感情移入できるよう精一杯努めます！
この模擬裁判を通して自分たちだけでなく、見て下さる皆様にも納得や満足感を得ていただけるようゼミのみんなと取り組んでいきたいです！応援よろしくお願いします！



被告側証人

美作 ひかる
(上島 真成)

被告訴訟代理人弁護士(被告団)

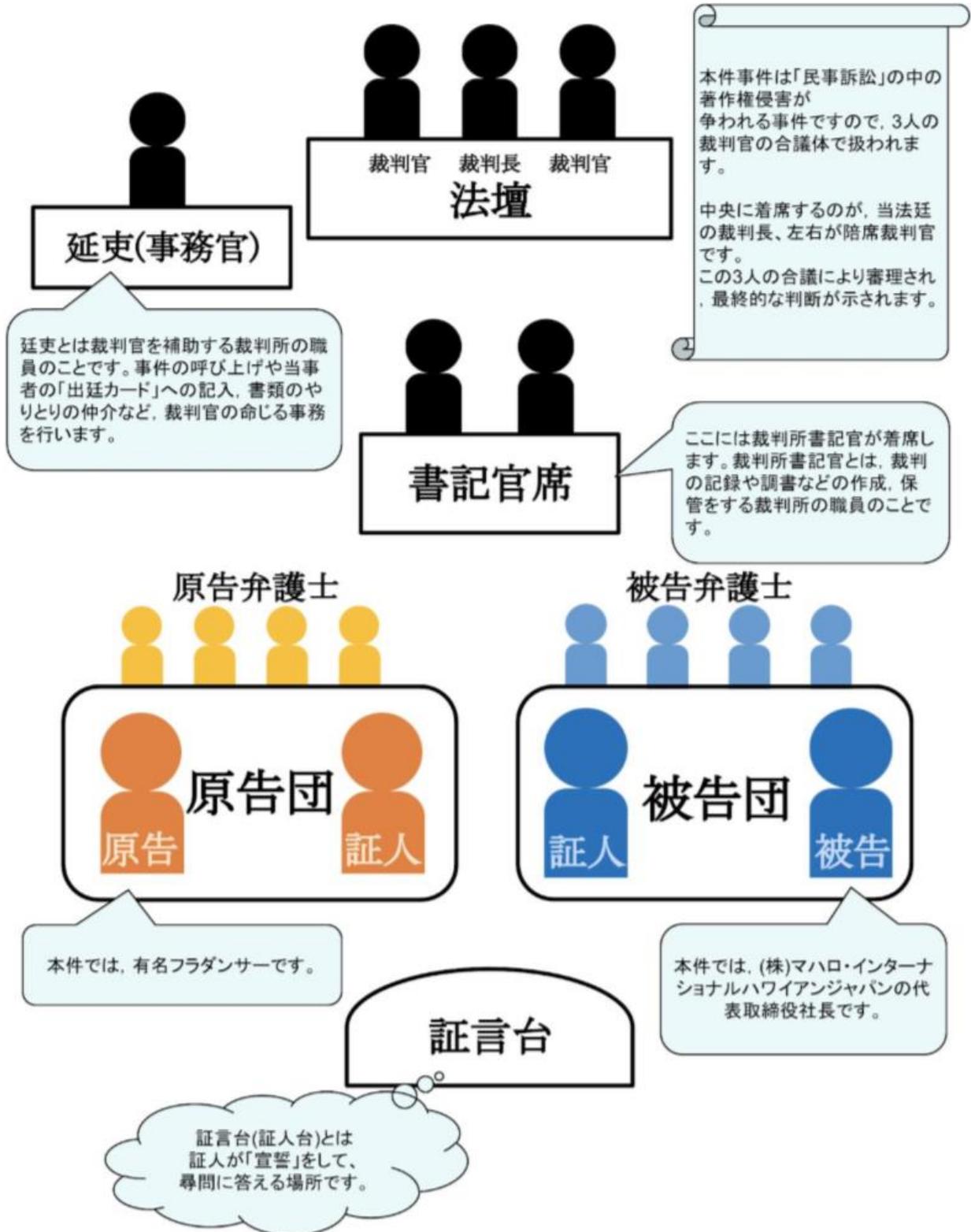
井手 創太(主任) 河野 聡史 仙石 隼大
呉 晗心 長谷川 泉実

司会：内田 夕加里
村松 瑠杏
事務官：堀米 留奈

PP担当：鈴木 麻優子
牧野 梨花
監修：藤田 晶子准教授

会場の説明

※当法廷は、実際の裁判所の法廷を出来るだけ忠実に再現しております。



事案の概要

本件事件には大きな争点が4つ存在します。その4つの争点の原告被告それぞれの主張のうち、どちらの主張が裁判所によって認められるかが当法廷で判断されます

争点

- ① 本件振付の「著作物」(2条1項1号)性の有無
- ② 被告による本件振付に係る著作権侵害行為の有無
(本件各振付の著作権の譲渡 又は永久使用許諾の有無)
- ③ フラダンス映像(映画の著作物)の利用に関する許諾の有無
- ④ 「引用」(32条)の抗弁の成否

〈主要登場人物〉

原告 牧野Laule'a(ロウレア) 愛里



原告 牧野

訴えを提起した人物。有名フラダンサーであり、自身のフラ・スタジオ「Me Ke Aloha (ミケアロハ)」を立ち上げ、フラダンスを普及・芸能活動をするかたわら、オアフ島プリンセス称号を買われて、今から4年前、先代の道明寺忠社長の時に、(株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンの「クムフラ」に就任。本件フラダンスの振付に対し、著作権侵害であると主張している。

原告側証人 西門めぐみ



原告側証人 西門

フラダンサーおよびハワイ音楽シンガーであり、また競技フラトップインストラクターでもある。フラダンスやハワイアンソングの競技会で次々と優勝。日本に帰国後、本格的に活動を開始。(株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンのトップ・インストラクターになる。原告による振付について、フラダンサーの立場から証言を行う。

被告 (株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン 代表取締役社長 道明寺翼



原告 道明寺

訴えられた(株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンはフラダンス教室の運営事業、ハワイ音楽を通じたフラダンスの教授、フラ・イベント企画・開催事業、物販事業を行なっている。道明寺翼は約2年前の平成30年1月に先代から被告会社を引き継いだ、新・代表取締役社長である。原告の振付に対して、著作権侵害を否認している。

被告側証人 美作ひかる



原告 美作

数々の賞を受賞した、有名なフリーランスの映像ディレクター。音楽シーンのMV、ダンスシーンのPV制作を得意とし、数多く手掛けている。本件ではフラダンス映像を使った、マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンの会社PVを制作した。

争点①

本件振付けは「著作物」であるか



本件振付けを「著作物」と主張



独創性を欠くため
著作物性はないと主張

フラダンサーの立場から支持

著作物(法2条1項1号)
著作物、思想又は感情を創作的に表現したものであって、
文芸、芸術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

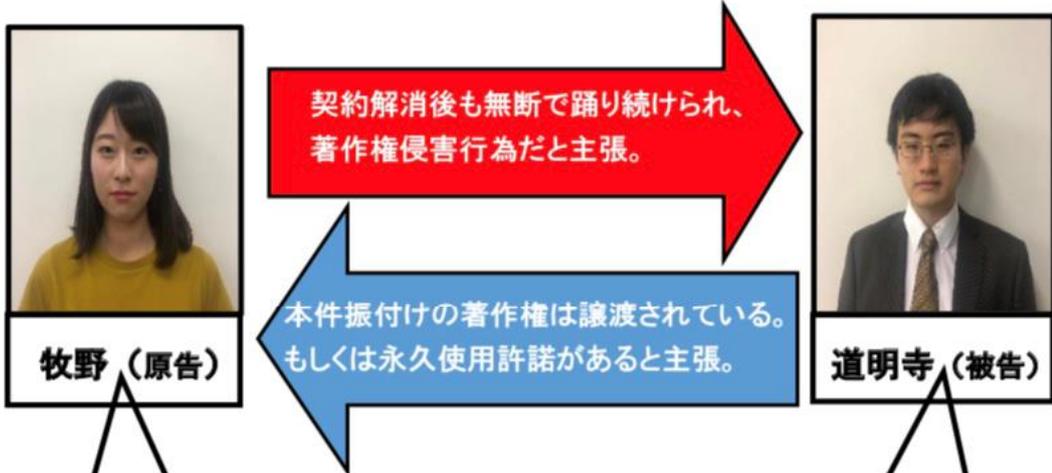


- ・完全に独自の振付けであるか
- ・他の振付けとは有意に異なるアレンジであるか
- ・他の振付けとは有意な差異を生じさせる振付けであるか



争点②

被告は本件振付けの著作権侵害行為を行ったのか



原告側

私とクムフラのコンサルティング契約、フラ指導の契約は被告の会社の先代の社長である道明寺忠さんと結んでいたものである。代替わりをして契約関係は解消されたので、既にライセンスはなく、著作権侵害になる。

被告側

原告とクムフラのコンサルティング契約、フラ指導の契約は私の父親であり先代の道明寺忠社長から引き継いだものである。解約は解消されていないため、著作権侵害行為にはならない。本件振付の著作権は譲渡された。仮に譲渡されていないとしても、永久使用許諾があるので著作権侵害はない。

著作権の譲渡(著作権法第61条1項)

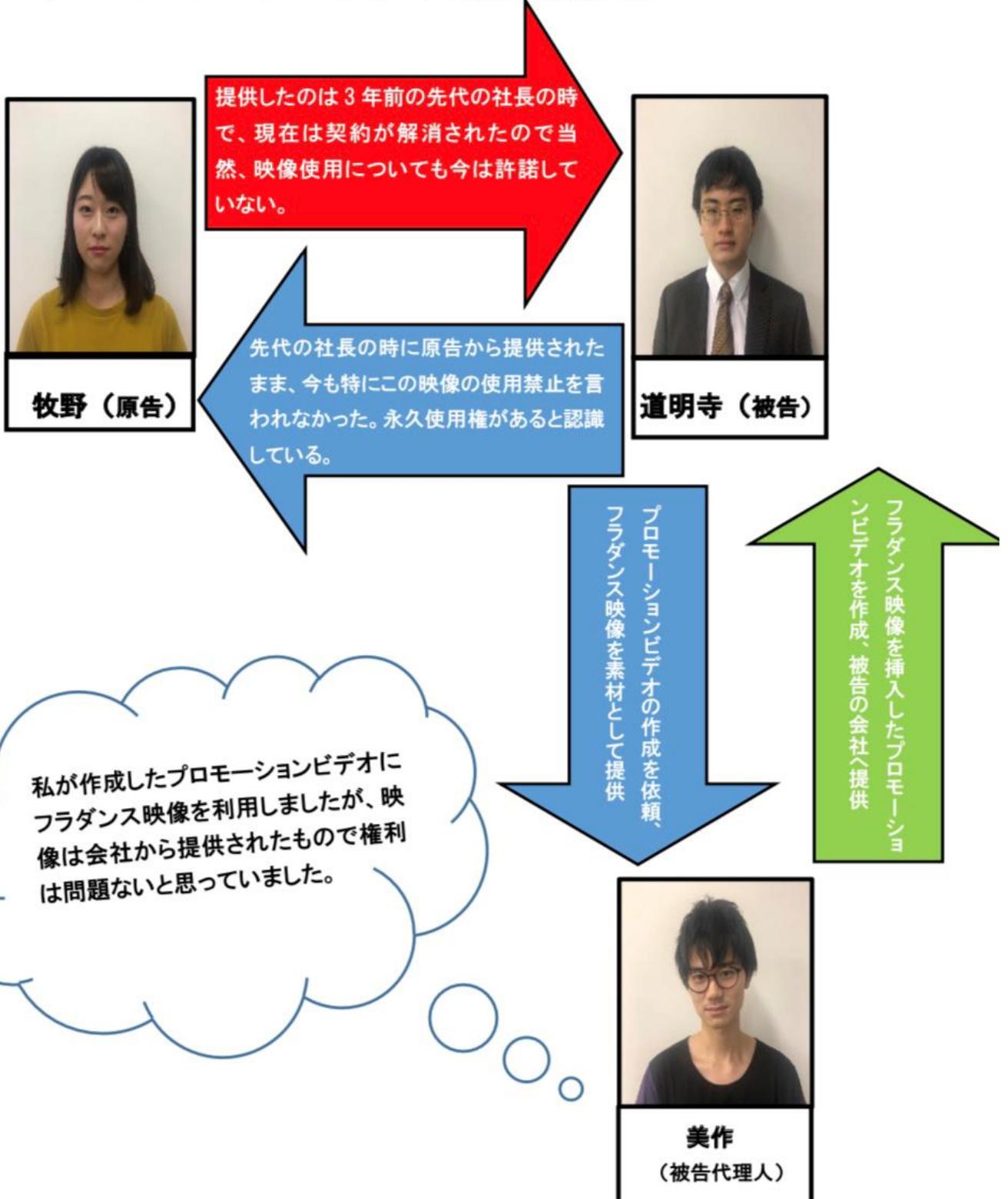
著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

著作物の利用の許諾(著作権法第63条1項)

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

争点③

プロモーションビデオの映像利用許諾について



争点④

フラダンス映像引用についての抗弁

原告ホームページに掲載されている
フラダンス振り付け動画
(3年前に原告が被告会社に提供したフラダンス
映像と同じもの)



被告会社のホームページにも掲載している
プロモーションビデオの本件フラダンス映像



出所の明示がないため、
引用は成立しない！

出所の明示があるため、

引用は成立する！

プロモーションビデオ
エンドロール →

これが出所の明示にあたるのか？



・明瞭判別性
・主従関係
⇒あるかどうか

引用(著作権法第 32 条1項)

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、**公正な慣行に合致**するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の**目的上正当な範囲内**で行われるものでなければならない。

出所の明示(著作権法第 48 条 1 項)

次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を。その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められ方法及び程度により、明示しなければならない。

<各サイドの狙い>

「原告側の狙い」

① フラダンスの振付に関して

まず、牧野サイドは、本件振付は著作物性があることを立証したい。その為に、原告の考えた振付はどのような個性があるか詳しく述べていき、被告団に対抗したい。

② 著作権侵害について

被告側が本件振付を勝手に演じれば、原告から著作権侵害の指摘を受けることを認識していたはず。そうなると、著作権侵害行為に少なくとも過失がある。このことを明らかにさせたい。

「被告側の狙い」

③ フラダンスの振付に関して

原告側に著作物性を発生させないことが第一の狙いである。

本件振付は、既存のステップなどをアレンジしたものであると主張し、独創性を欠く以上、著作物性を有するものではないことを立証したい。

④ 著作権侵害について

振付に著作物性がなかったと主張した上で、著作権侵害行為に過失はなかったと認めさせたい。

訴 状

平成31年2月18日

日本大学法学部 神田三崎町地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 田口 雅治 印
同 西野 侑利 印
同 長谷川 風夏 印
同 古内 勇士 印
同 八坂 未唯 印
同 吉田 果央 印

当事者の表示

〒107-0062 東京都墨田区緑三丁目15番1号

原 告 牧野・ロウレア・愛里

〒106-0047 東京都港区南麻布三丁目26番6号

田口法律事務所(送達場所)

電 話 03 (123) 4567

F A X 03 (123) 8910

上記原告訴訟代理人弁護士 田口 雅治

〒104-8300 東京都墨田区緑三丁目15番1号

被 告

株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン

上記代表者代表取締役 道明寺 翼

著作権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 1,000,000円

貼用印紙額 (省略)

請求の趣旨

- 1 原告が別紙振付目録記載の本件各振付について、著作者人格権(氏名表示権)を有することを確認する。
- 2 被告は、被告会社の運営するフラダンス各教室での別紙振付け目録記載の本件各振付け上演の差止めをせよ。
- 3 被告は、被告会社の開催するワークショップ、ハワイアン・フラのイベント等での別紙振付け目録記載の本件各振付け上演の差止めをせよ。
- 4 被告は、原告が提供した原告のフラダンス映像や原告のフラ・スタジオのダンス映像を使用したプロモーション・ビデオを削除せよ。
- 5 被告は、(住所は省略)所在の日本経済新聞社発行の「日本経済新聞」全国版朝刊に、別紙謝罪広告目録記載1の謝罪広告文を同目録2の掲載条件により一回掲載せよ。
- 6 被告は、原告に対し、著作物を侵害したとして不法行為に基づき、金500万円を損害賠償金として支払え。
- 7 訴訟費用は被告の負担とする。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

- (1) 原告は、ハワイ・オアフ島へフラ留学、現地にて著名な「クムフラ」の先生へ弟子入りし、帰国後自身のフラ・スタジオ「Me Ke Aloha(ミケ アロハ)」を設立、フラ普及・芸能活動を行っている。
- (2) 原告の主な受賞歴として、マウイ島のフラ競技会「KU MAI KA HULA」個人総合優勝(2013年)、「レイクイーンコンテスト」にてオアフ島の2014年プリンセスの称号を獲得などがある。帰国後、オアフ島プリンセスの称号をかわれて(株)はろ・インターナショナルハワイアン・ジャパンの「クムフラ」に就任した。

2 被告・株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン

被告は、1988年に設立された、フラダンス教室の運営事業、フラダンスに関するイベント企画の開催事業、フラ関連用品などの物販事業を行う株式会社である。

第2 本件振付の「著作物性」の有無

原告は被告会社の「クムフラ」就任後、フラ教室などで使用したいと依頼される形で被告会社の為に新たにフラダンスの振付を考案した。これは甲第〇別紙振付目録の通り原告が曲の歌詞の意味を解釈し、自ら考案した振付である。この振付の制作には被告会社は一切関与しておらず、原告のみの力によって生まれたものであり、オリジナリティがあるといえる。よって、本件振付には著作物性が認められると考える。

第3 被告による本件振付に係る著作権侵害行為の有無

(本件各振付の著作権の譲渡又は永久利用許諾の有無)

別紙振付け目録記載の本件各振付け(以下本件各振付け)はハンドモーションとステップから構成されている。原告は、前社長が被告会社経営時に被告会社とコンサルティング契約を結び、契約中に本件各振付けを制作した。また被告会社の会員に対し、本件各振付けの指導をし、その

本件各振付けは、原告や被告会社の会員によって、被告会社が運営するフラダンス教室や、ワークショップ、ハワイアン・イベント等で上演されることがあった。

原告は、前社長が亡くなった後、被告会社とのコンサルティング契約解消にあたり、以後は自らが制作した本件各振付けを被告会社及び会員が使用することを禁止する意思を示した。

したがって被告は原告の制作した本件各振付けを上演したものであり、原告は本件各振付けの「著作者」である。

ところが、被告は原告とのクムフラのコンサルティング契約、フラ指導の契約を解消後も、原告に無断で本件各振付けをフラダンス教室や、ワークショップ、ハワイアン・イベント等で上演し続けた。

以上のような被告の行為は、本件各振付けの原告の上演権及び著作者人格権を侵害するものである。

第4 フラダンス映像の利用に関する許諾の有無

原告が制作した本件各振付けが上演されたフラダンス映像の利用許諾に関しては、原告が被告会社とのコンサルティング契約において、原告がクムフラに就任している間という期間が設けられていた。また利用許諾契約は、契約当事者に対してのみに著作物の利用を認めるものであり、利用者が第三者(被告会社の会員等)の利用についての了解を与えることまで認めるものではなかった。

第5 「引用」の抗弁の成否

被告は、原告が先代の社長に対して提供した原告のフラダンス映像や、フラ・スタジオのダンス映像を現在の被告会社のプロモーション・ビデオに無断で使用した。

著作権法第32条1項は「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」また同法48条1項は「——著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」とそれぞれ規定されている。

被告会社のプロモーション・ビデオでは原告が提供した等が明示されておらず、正当な引用とは認められない。よって引用の抗弁は成立しない。

第6 原告の損害

上記の第2乃至第5で述べた被告の上演権(著作権法22条)、氏名表示権侵害(著作権法第19条1項)、引用(著作権法第32条)などにより原告が被った精神的損害、財産的損害の総額は、少なくとも金500万円を下らない。

第7 結語

以上のとおりであるので、原告は、本件各振付けについて著作者の権利を有し、原告は、被告に対し、謝罪広告を求める権利(同法第115条)を有することが明らかである。

よって、①本件各振付けについての著作者人格権を有することの確認、②被告会社の運営するフラダンス各教室での別紙振付け本件各振付け上演の差止め、③被告会社の開催するワークショップ、ハワイアン・フラのイベント等での本件各振付け上演の差止め、④原告のフラダンス映像や原告のフラ・スタジオのダンス映像を使用したプロモーション・ビデオの削除、⑤別紙「謝罪広告目録」記載の謝罪広告の掲載、並びに⑥金500万円の支払いと訴状送達の日から完済まで年5パーセントの割合の遅延損害金の支払いを求め、訴えを提起する。

以上

証拠方法

- 甲第1号証 「牧野 Laule'a (ロウレア) 愛里 プロフィール」
- 甲第2号証 「フラダンス指導等業務委託契約書」
- 甲第3号証 「御連絡書」
- 甲第4号証 「解約申入書」
- 甲第5号証 「回答書」
- 甲第6号証 原告フラ・スタジオホームページ「ME KE ALOHA」
- 甲第7号証 被告会社ホームページ
- 甲第8号証 被告会社社長インタビュー
- 甲第9号証 原告ホームページ掲載している振付ダンス
- 甲第10号証 被告ホームページダンス教室に使用する映像

付属書類

- | | |
|------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲各号証及び写し | 各2通 |
| 3 資格証明書 | 1通 |
| 4 訴訟委任状 | 1通 |

以上

- | | |
|------------|-----|
| 別紙振付目録 | (略) |
| 別紙謝罪広告目録 | (略) |
| 別紙写真の著作物目録 | (略) |
| 別紙ウェブサイト目録 | (略) |

(別紙)

振付目録

第1 歌詞 (PEARLY SHELLS) の内容

PEARLY SHELLS

曲：ハワイ民謡・古歌「Pupu A 'o Ewa」

作詞：Webley Edwards, Leon Pober

(日本語訳・意識)

1 海から来た真珠貝

太陽にきらめき 海辺に広がる

私は真珠貝を見ていると 心に浮かぶ

どの小さな可愛い真珠貝よりも あなたを愛していると

2 砂浜に広がる砂一粒一粒に

あなたへの口づけをした

青い海に輝く夜空の星達よりたくさんの

あなたへの口づけを

3 海には真珠貝

太陽にきらめき 海辺に広がる

ふと目をやれば 心に浮かぶ

小さな可愛い真珠貝よりも あなたを愛していると

第2 振付による表現



1 Pearly shells (真珠貝)

①



②



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>Pearly shells (真珠貝)</p>	<p>小さくて可愛らしい真珠貝を、ふっくらとした形に重ねた右手と左手で2枚貝の形を作ることにより、可憐な真珠貝を表現している。</p>	<p>①正面を向いてまっすぐ立ち、両手を地面に水平に出して、右手を上、左手を下にして、2枚貝の形状にふんわりと重ねる。②次に、左手を上、右手を下にと左右をチェンジして、2枚貝の形状を作る。</p>

2 from the ocean (大海原から)

①



②



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>from the ocean (大海原から)</p>	<p>小さくて可愛らしい真珠貝とは対照的に、左右の腕をいっぱいに広げてゆったりと波打たせて波のうねり表すことにより、大いなる大海原を表現している。大海原の表現により、浜辺に散りばめられる真珠貝の小ささ、可愛らしさを際立たせる表現となっている。</p>	<p>①引き続き正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面に平行にして右向きに波打たせる。②次に、同じポジションで方向をチェンジして、左向きに波打たせる。</p>

3 shining in the sun (太陽に輝く)

①



②



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>shinning in the sun (太陽に輝く)</p>	<p>砂浜の上で小さな真珠貝が太陽の光にきらめく様子を、頭上にまぶしく輝く太陽の存在を示すことで、そのきらめきを表現している。</p>	<p>①引き続き正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を左右から上へと、ゆっくりと大きく丸く円を描きながら頭上に掲げ、②頭頂に到達したところで、大きく太陽の丸みを保ちながら、手のひらを上へ向ける。</p>

4 covering the shore (海辺を覆う)

①



②



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>Covering the shore (海辺を覆う)</p>	<p>半円を描くように平行に腕を左右に動かすことによって、太陽の光にきらめく小さな真珠貝が、砂浜の上に見渡す限り、無限であるかのようにちりばめられていることを表現している。</p>	<p>①引き続き正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面と平行にして半円を描きながら左から右へ水平に動かす。 ②次に同じポジションで向きを変え、右から左へ動かす。</p>

5 When I see them (真珠貝を見ていると)

①



②



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>When I see them</p> <p>(真珠貝を見ていると)</p>	<p>海辺の光にきらめく小さな真珠貝が、砂浜の上に見渡す限りちりばめられている様子を目の横に手を当てて「見る」という動作を表現している。ここでは小さな真珠貝を見ていることを表しながら、同時に海辺の空間の無限の広さをも同時に表している。</p>	<p>①左手を敬礼するように目の横にあて、右手を左側に伸ばし、左から右へ動かす。</p> <p>②右手を敬礼するように目の横にあて、左手を右側に伸ばし、右から左へ動かす。</p>

6 my heart tells me that I love you
(私の心はあなたを愛していると言っている)

①



②



③



④



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>my heart tells me that I love you</p> <p>(私の心はあなたを愛していると言っている)</p>	<p>砂浜の上に見渡す限りちりばめられている小さな真珠貝のきらめき、そして海辺の空間の無限の広さ、ミクロとマクロの美しさを同時に深く感じることで自らの心に自然に浮かぶもの、それは「あなた」に対する、あふれる愛であることを表現している。</p> <p>腕を自分の前で交差させることで「私の心はあなたを慕っています」という気持ちを表現している。</p>	<p>①両手を横にふんわりと広げ、右足を前に踏み出す。</p> <p>②両手を前にふんわりと出し、左足を前に出す。</p> <p>③両手を胸の前で交差させ、右足を前に出す。</p> <p>④両手を胸の前で交差させ、左足を前に出す。</p>

7 more than all the little pearly shells

(小さなたくさんの真珠貝, すべてのものよりも)

①



②



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>more than all the little pearly shells</p> <p>(小さなたくさんの真珠貝, それらのすべてのものよりも)</p>	<p>心に浮かぶ「あなた」へのあふれる愛が, 砂原に無限に散りばめられた真珠貝のきらめきのすべてよりも, 大きく深いものであることを, 小さくて可憐な真珠貝を表現することで対比的に際立たせる表現をしている。</p>	<p>①正面を向いてまっすぐ立ち, 両手を地面に水平に出して, 右手を上, 左手を下にして, 2枚貝の形状にふんわりと重ねる。</p> <p>②腰を左右に振りながら, 右手を下にとチェンジして, 2枚貝の形</p>

8 For every grain of sand upon the beach

(たくさんの砂の粒が砂浜の上に)

①



②



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>For every grain of sand upon the beach</p> <p>(たくさんの砂の粒が砂浜の上に)</p>	<p>半円を描くように平行に腕を左右に動かすことによって、真珠貝が見渡す限りちりばめられている砂浜の大きさ、広さを表現し、次に続く「口づけ」の意味の深さにつなげている。</p>	<p>①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面と平行にして左から右へ水平に動かす。</p> <p>②次に同じポジションで右から左へ動かす。</p>

9 I've got a kiss for you (あなたに口づけした)

①



②



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>I've got a kiss for you</p> <p>(あなたに口づけした)</p>	<p>心からあふれる愛を「あなた」に伝えるために、唇の前にひとさし指を立てる動作で「口づけ」を表し、手のひらを開いて息を吹きかける動作によって口づけを「あなたに届ける」ということを表している。</p>	<p>①右を向き、右足を前に出し、右手の人差し指を唇の前に持ってくる。左手は腰に当てる。</p> <p>②同じポジションのまま体を前かがみにして、右手を広げ、顎に添え、息を吹きかける。</p>

10 and I've got more left over (私は残しておく)

①



②



③



④



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
<p>and I've got more left over</p> <p>(私は残しておく)</p>	<p>あふれる愛と「あなた」への「口づけ」を心に残す気持ちを表している。自らの肩に手を当てる動作によって、「忘れないように心に留める」ということを表現している。</p>	<p>①右手を左肩に当てる。</p> <p>②スライドさせ、右手を右肩に当てる。</p> <p>③右手を右肩に当てる。</p> <p>④スライドさせ、右手を左肩に当てる</p>

1 1 for each star that twinkles in the blue
 (夜空に輝くひとつひとつの星のために)

①



歌詞	歌詞の解釈と振付の表現	振付動作の説明
for each star that twinkles in the blue (夜空に輝くひとつひとつの星のために)	愛の深さを満天の星々の輝きに重ねる表現をしている。手を開いたり閉じたりし、さらに腕を上下に動かすことで、夜空に輝く満天の星の光や星が動く様を表現している。	①右腕を上、左腕を下にして広げ、手のひらを星の瞬きのように開いたり閉じたりする。上下に2往復させる。あげている腕と同じ足から足踏みをする。

以上

証拠一覧

民事訴訟では、当事者間で争いのある事実について、その事実を認定するための証拠を裁判所に提出することが必要です。

原告側の提出書証を「甲号証」、被告側の提出書証を「乙号証」と呼びます。

甲号証

甲第1号証 「牧野 Laule'a (ロウレア) 愛里 プロフィール」

甲第2号証 「フラダンス指導等業務委託契約書」

甲第3号証 「御連絡書」

甲第4号証 「解約申入書」

甲第5号証 「回答書」

甲第6号証 原告フラ・スタジオホームページ「ME KE ALOHA」

甲第7号証 被告会社ホームページ

甲第8号証 被告会社社長インタビュー

甲第9号証 原告ホームページ掲載している振付ダンス

甲第10号証 被告ホームページダンス教室に使用する映像

乙号証

乙第1号証 「会社概要」

乙第2号証 「連絡書・マハロ社のトップインストラクターの先生方へ」

【牧野 Laule'a (ロウレア) 愛里 プロフィール】

【略歴】

東京生まれ

2007年3月 私立神田芸術学園高等学校卒業

2011年3月 日本大学芸術学部演劇学科卒業

俳優養成所の劇団ひなぎくに入団したものの、大学在学中に出会った現代フラに魅せられ、卒業後まもなくハワイ・オアフ島へフラ留学。

現地で著名な「クムフラ」の「Mauloa・Kaupili (マウロア・カウピリ)」先生に出会い、フラ修行の門を叩いたところ、演劇学科で培った表現力や体力が認められ、弟子入り。

2013年3月 マウロア・カウピリ先生より、ハワイアンネーム「Laule'a (ロウレア)」を与えられる。

2014年7月 King Kamehameha 生誕アニヴァーサリーの式典において、ハワイのイオラニ宮殿にてロイヤル・ハワイアン・バンドの演奏でワイオリ テラーの「Kuhio Beach (クヒオ ビーチ)」(作詞作曲ワイオリ テラー)をソロで踊る初の外国人という名誉に輝く。

2014年12月 「レイクイーンコンテスト」にて「オアフ島プリンセス 2014」称号を獲得。

2015年1月 帰国

4月 自身のフラ・スタジオ「Me Ke Aloha (ミケ アロハ)」を設立、フラ普及・芸能活動をするかたわら、オアフ島プリンセス称号を買われて、(株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンの「クムフラ」に就任。

現在に至る。

【主な受賞歴・出演歴・掲載誌】

2013年 マウイ島のフラ競技会 "KU MAI KA HULA" 個人総合優勝

2014年 同大会・団体特別賞

2018年 第16回 Queen Lili'uokalani Keiki Hula Competition in Japan

2nd (第16回 クイーン・リリウオカラニ・ケイキ・フラ・コンペティション 日本大会2位)
横浜ロイヤルパークホテル、銀座タクト等のハワイアンコンサート、メディア出演多数。写真集 "absolute HAWAII"掲載。

(フラ・スタジオ「Me Ke Aloha (メケ アロハ)」ホームページ「牧野 Laule'a (ロウレア) 愛里プロフィール」より抜粋)

フラダンス指導等業務委託契約書

株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン（以下「甲」という。）と牧野 Laule'a（ローレア）愛里（以下「乙」という。）は、甲のフラダンス指導等の業務委託に関し、本日、以下のとおりの契約を締結する。

第1条（業務委託）

甲は、乙に対し、第2条の内容の業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（業務委託の内容）

- 1 乙は、甲が業務として運営するフラダンス教室で会員に教授するフラダンスの振付を提供する。
- 2 乙は、甲の個別の依頼に応じて、甲が主催する「ホイケ」（発表会）、「ワークショップ」、各種イベントでの生徒の指導、甲のフラ・イベントの企画・開催の監修、アドバイスを行う。

第3条（使用条件）

甲は、前条第1項により乙から提供された振付に関し、甲の業務に係るフラ教室、「ワークショップ」、各種イベント等において、自由に上演することができる。

第4条（業務委託料）

甲は、乙に対し、本業務委託に係る委託料月額金10万円（消費税別）を、毎月末日限り、乙の指定する口座に銀行振込の方法で支払う。

第5条（下請の禁止）

乙は、本契約に定める義務の履行を、乙以外の第三者に請け負わせることはできない。

第6条（第三者の権利侵害）

- 1 乙は、本契約書に定める業務の遂行により、第三者の著作権、知的財産権その他の権利（以下「著作権等」という）を侵害しないことを甲に保証する。
- 2 甲及び乙は、乙が提供した振付を使用した甲の業務に関し、契約当事者以外の第三者と甲との間での法的紛争が生じた場合には、直ちに協力して紛争解決に務めることとする。

第7条（解除）

- 1 甲および乙は、他方の当事者が以下の各号の一つに該当したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

① 契約当事者の責に帰する事由（資産信用が著しく低下した場合も含む。）

により、契約期限までに、この契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき

- ② 本契約上の義務に違反したとき
- ③ 資産信用が著しく低下したとき
- ④ 差押、仮差押又は仮処分を受けたとき
- ⑤ 振出、裏書、保証にかかる手形又は小切手が不渡になったとき
- ⑥ 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続開始のいずれかの申立があったとき

- 2 前項の各解除事由が生じ、甲が解除権を行使した場合には、乙は受領済の金員について直ちに甲に返還する。

第8条（契約期間）

本契約の有効期間は、本日より1年間とし、甲及び乙から期間満了の3ヶ月前より解約の申し入れがない限り、同一の条件で自動的に更新されるものとする。

第9条（別途協議）

本契約について定めのない事項および甲乙間に紛争又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

以上

平成27年4月20日

(甲)所在地 東京都墨田区緑三丁目15番1号

株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン

上記代表者代表取締役 道明寺 忠 印

(乙)所在地 〒107-0062 東京都墨田区緑三丁目15番1号

牧野 Laule'a（ローレア）愛里 印

Hula Studio Me Ke Aloha



(甲第3号証「御連絡書」)

平成30年3月15日

〒104-8300

東京都墨田区緑三丁目15番1号

株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン

代表者代表取締役 道明寺 翼 様

〒107-0062 東京都墨田区緑三丁目15番1号

Hula Studio Me Ke Aloha

牧野・ローレア・愛里

電話03-5844-6198

F A X 03-5844-6298

拝啓

時下、貴社におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先日もメールを差し上げましたが、その後、ご検討いただけましたでしょうか？

2015年（平成27年）からのお付き合いである貴社との「クムフラ」契約も、早いものでは来年には5年目を迎えます。

つきましては、遅くとも新年度の4月からは、ご契約料の見直しをお願いいたしたく、よろしく願いいたします。当方の希望を先に申し上げて恐縮ですが、平成30年4月からは、月額13万円にお引き上げいただけると幸甚です。

また、新年度からは、ご提供している当方の振付も、上演回数の上限をご相談したいと考えております。

もう3月の中旬ですので、何卒、至急のご検討とご回答を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

Hula Studio Me Ke Aloha



(甲第4号証「解約申入書」)

平成30年8月7日

〒104-8300

東京都墨田区緑三丁目15番1号

株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン

代表者代表取締役 道明寺 翼 様

〒107-0062 東京都墨田区緑三丁目15番1号

Hula Studio Me Ke Aloha

牧野・ローレア・愛里

電話03-5844-6198

F A X 03-5844-6298

解 約 申 入 書

拝啓

時下、貴社におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、何度もご連絡やメールを差し上げましたが、お返事を頂戴できない状況が続き、当方もこれ以上、お待ちできないという思いに至りました。

もはやお話し合いは難しいものと思われ、私は今月末をもって、貴社との業務委託契約の解約を申し入れ、謹んでマハロ社のクムフラを辞任させて頂きたいと思っております。

したがいまして、当方の提供しましたフラダンス振付を今後一切、貴社が全国に展開しているフラダンス教室で教えないこと、各種フラ・イベントなどで上演しないようお願い致します。また、これまでのお付き合いで当方が提供しましたフラの画像や映像などがありましたら、破棄していただけますようお願い致します。

よろしくようお願い申し上げます。

敬具

(株) マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン
〒104-8300 東京都墨田区緑三丁目15番1号
電話 (03) 5844-6198 FAX (03) 5844-6298

(甲第5号証「回答書」)

F A X 送 信 票

送 信 日:	平成30年9月3日			
宛 先:	牧野・ローレア・愛里 様			
	TEL:	03-860-3000	FAX:	03-860-3000
発 信 人:	代表取締役道明寺翼		E-mail:	
	TEL:	03-5844-6198	FAX:	03-5844-6298
備 考				
件 名:	解約申し入れに対するご回答の件			
送 信 枚 数:	1 枚 (本票を含む。)			
写し送付先:				

このファクシミリには機密情報が含まれております。貴殿がこのファクシミリの名宛人でない場合には、このファクシミリの印刷、コピー、転送その他一切の使用をご遠慮願います。当方の誤りによりこのファクシミリをお受け取りになった場合は、お手数ですがこのファクシミリを破棄し、直ちにご連絡を頂戴できますと幸いです。

通 信 欄

解約申し入れに対するご回答の件

牧野・ローレア・愛里 様

謹啓 牧野先生におかれましては、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成30年8月7日付けの貴殿の解約申入書に対し、弊社としましても、残念ではございますが、了承致します。

つきましては、契約料のお支払いは、8月末日が最後となります。

父の代より、長期間、弊社にフラ指導を賜りまして、誠にありがとうございました。

敬具

株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン
上記代表者代表取締役 道明寺 翼

ME KE ALOHA



フラスタジオ「ME KE ALOHA (ミケ アロハ)」



【牧野LAULE'A (ロウレア) 愛里 プロフィール】

【略歴】

東京生まれ

2007年3月 私立神田芸術学園高等学校卒業

2011年3月 日本大学芸術学部演劇学科卒業

俳優養成所の劇団ひなぎりに入団したものの、大学在学中に会った現代フラに魅せられ、卒業後まもなくハワイ・オアフ島へフラ留学。

現地で著名な「ムムフラ」の「MAULO'A-KAUPILI (マウロア・カウピリ)」先生に会い、フラ修行の門を いたとち、演劇学科で培った表現力や体力が認められ、弟子入り。

2013年3月 マウロア・カウピリ先生より、ハワイアンネーム「LAULE'A (ロウレア)」を与えられる。

2014年7月 KING KAMEHAMEHA生誕アニヴァーサリーの式典において、ハワイのイオラニ宮殿にてロイヤル・ハワイアン・バンドの演奏でワイオリ テラーの「KUHIO BEACH (クヒオ ビーチ)」(作詞作曲ワイオリ テラー)をソロで踊る初の外国人という名誉に輝く。

2014年12月 「レイクイーンコンテスト」にてオアフ島の2014プリンセス称号を獲得。

2015年1月 帰国

4月 自身のフラスタジオ「ME KE ALOHA (ミケ アロハ)」を設立、フラ普及・芸能活動をするかたわら、オアフ島プリンセス称号を買われて、(株)マハロインターナショナル・ハワイアン・ジャパンの「ムムフラ」に就任。

現在に至る。

【主な受賞歴・出演歴・掲載誌】

2013年 マウイ島のフラ競技会 "KU MAI KA HULA" 個人総合優勝

2014年 同大会・団体特別賞

2018年 第16回 QUEEN LILI'UOKALANI KEIKI HULA COMPETITION



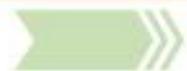
(株) マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン



会社概要

お知らせ

お問い合わせ



こんにちは
この度マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン代表取締役役に就任致しました道明寺翼です。
どうぞよろしくお願いいたします。

今後の弊社の方針について挨拶としてお話しさせていただきます。

弊社は「feeling hula & hawaiian resort style」を企業コンセプトとし、フラダンス教室や様々な企画により五感を通してhawaiiを独自の方法でご提案させていただきたいと考えております。

只今、弊社は全国7都市にフラダンス教室を開講しておりますが、フラダンス以外にも新たなライフスタイルをご提案させていただこうと考えております。

そのためにHawaiiの文化や健康、美容といった分野のワークショップの開催、また現地との交流などを
通し、お客様の豊かなハワイアンライフスタイルをお支えしていきたいです。

Point!

被告の会社ホームページと被告会社社長インタビューですが、

原告側は自分の主張を

有利に進めるために、甲号証として提出しています。

(株) マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン



Feeling Hula

Hawaiian Resort Style

会社概要

お知らせ

お問い合わせ



社長インタビュー



ME KE ALOHA



フラスタジオ「ME KE ALOHA (ミケ アロハ)

牧野LAULE'A (ロウレア) 愛里
作品一覧

真珠貝



(株) マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン



Feeling Hula

Hawaiian Resort Style

会社概要

お知らせ

お問い合わせ



ダンス教室



【会社概要】



【社名】 (株) マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン

【東京本社】 〒130-0021 東京都墨田区緑三丁目15番1号

TEL.03-3561-8011 (代表)

【福岡支社】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目15番1号

TEL.092-433-8011 (代表)

【役員】 代表取締役社長 道明寺 翼

顧問 安藤淳三郎

常務取締役 有賀 美世

常務取締役 澤田 恵美

執行役員 日下 俊雄

【設立】 昭和60年12月10日

【資本金】 3,000万円

【事業内容】 フラダンス教室の運営事業（全国7都市・28カ所のフラダンス教室を展開）、ハワイ音楽を通じたフラダンスの教授、フラ・イベント企画・開催事業、物販事業（宝石、貴金属、アクセサリ、フラ関連用品、健康食品等）

【カンパニー・ポリシー】

1 「Feeling Hula & Hawaiian Resort Style」を企業コンセプトとして、フラダンス教室の運営事業、ハワイ音楽を通じたフラダンスの教授、イベント企画・開催を通じて五感で感じる事の出来るHawaiiを独自の方法でご提案していきます。

2 Hawaiiの新しいトレンドや伝統、文化、健康、美容など、豊かなハワイアンライフスタイルを送るための情報や商品をマウナロア独自のスタイルで皆様へ発信していきます。

3 お客様の毎日がアロハマイルに満ちた、夢のあるライフスタイルであり続けるようにスタッフ全員が応援し、そして自ら実践していきます。

4 オハナ（家族）のような温かいサービスでお客様をおもてなしいたします。

5 お客様と共に学び、共に夢を実現していける企業であることを目指します。

（会社ホームページより抜粋）

御連絡書

平成30年6月25日

マハロインターナショナルハワイアン・ジャパンのトップインストラクターの先生方へ

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先代の社長、道明寺忠さんがお亡くなりになった後、新しく道明寺翼氏が最高責任者として社長に就任されました。そして私はこの事で様々な方向性が、以前と違うものになってきた、と思いました。外部のプロダンサーがアドバイザーに起用されるなど、会社にとっての大きな方向転換により、私は突然、トップインストラクターの皆様、マハロ社の各教室の会員の皆様に、「クムフラ」としてはマハロ社に留まる事はできません、との旨をお伝えしなければならなくなりました。昨年の新社長の就任以来、私は「クムフラ」として、不穏な、尚且つ不快、悲惨な環境下で仕事はできない、と決心することとなった次第です。私は謹んでマハロ社のクムフラを辞任させて頂きたいと思っております。

マハロ社から私が離れることにより、新社長の道明寺翼氏に、私が与え続けてきた振り付けを使用することは止めて頂きたい、と申し出る予定です。

この“振り付けを使わないでください”という決意は、マハロ社のトップインストラクターの先生方や、会員の皆様を傷つけようと意図しているものではありません。これは私が離れてしまう以上、今後私の振り付けに関して、皆様に十分な指導ができなくなるからです。関係者の皆様に私が振り付けの生みの親であり、また責任者でもあるという事を理解して頂きたいと思っております。私のフラとその文化に対する深い思いから下したものです。これは私の振り付け創作に対する心からの大切な創造性、その権利を守りたいだけなのです。

また、今後、先生方、会員の皆様を見捨ててお別れするわけではなく、この状況に対する救済策についての話し合いはお受けしたいと思っております。

以上、私の心情を何卒ご理解いただけますようお願い致します。

敬具

Hula Studio Me Ke Aloha (メケ アロハ)
牧野 Laule'a (ロウレア) 愛里

用語集

著作権

知的財産法のひとつ。民法の特別法であり、著作物を創作した者の経済的利益を保護するための権利である。

著作物の利用形態ごとに、例えば複製権などといった権利として構成し、これらの権利から成る総体を著作権として定義している。

著作物（法2条1項1号）

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

- 
- ・思想又は感情→人間の固有の考えや思いが関わっていること
 - ・創作的→製作者の個性が現れていること
 - ・表現したもの→頭の中にあるアイデア自体を保護するのではなく、
考えや思いを外部に表現したもの

以上の要件をすべて満たしたものが「著作物」である。

著作者（法2条1項2号）

著作物を制作した者をいう。単に資金提供した者や、作業を手伝っただけの者は著作者とはならない。

著作者というと、小説家や画家等の創作活動をする人を思い浮かべがちだが、誰でも小説や絵などの作品を創作すれば著作者として認められる。

ダンスの著作権

ダンスの振り付けは、著作物を例示している著作権法10条1項3号により「舞踊又は無言劇の著作物」と挙げられているように原則的に著作物であると認められている。

しかし、全ての振り付けが著作物として認められるわけではなく、すでに存在するステップ（振り付け）を組み合わせただけでは著作物ではなく、著作物と認められるには”既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要”である。

また、それらの自分が創作したものを他人が許可無く公に上演することを禁止できる権利が著作権法第22条の上演権により認められている。第22条には演奏権という権利も定められており、これは自分が創作した音楽を他人が許可無く公に演奏することを禁止する権利である。

公衆送信権（法23条1項）

公衆送信とは、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう」（2条1項7号の2）と定義されており、公衆送信権とは、著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利のことである。

著作権法第23条1項「著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能を含む。）を行う権利を占有する。」と定められており、不特定多数の人間に著作物を届けるための権利である。

氏名表示権（法19条）

自分の実演に実演家の名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利。著作者人格権のひとつで、無断で氏名表示を帰られないようにするための権利でもある。

著作者隣接権

著作物の創作者ではないが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利が著作隣接権である。

- ・放送権・有線放送権（92条1項）：実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

- ・送信可能権（92条の2）：第九十二条 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。
- ・譲渡権（95条の2）：実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

著作物の引用（法32条1項）

著作物の引用に関しては、著作権法32条1項「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と定められている。

この引用には、

- ・主従関係（自分の文章がメイン、引用部分はサブ）
- ・明瞭区別性（自分の文章と引用した文章がはっきりと区別できること）
- ・必然性（文章の流れ上、他人の著作物を使う必要がある）

という3つのポイントを満たすことが必要となる。

現代フラダンス

フラには2つのジャンルがあり、ひとつは古典フラ「カヒコ」もうひとつは現代フラ「アウアナ」である。特に現代フラダンスは、ハワイアンミュージックの中でも特に男女の愛を歌った歌詞に合わせて、ウクレレやギター、ベース、ピアノによる演奏とともに踊るもの。メロディー、歌詞、ステップ、ハンドモーション等のボディランゲージの組み合わせで表現されており、元はハワイの人々の文化を伝承する手段であったため、一つ一つの振り付けや動きの中に意味が込められている。フラの基本は、ステップでリズムをとり、ハンドモーションで楽曲の意味を表す。

コンサルティング契約

一般的なコンサルティング契約では、提案書・企画書・見積書などの書面を契約書に別添として添付することで、業務内容を確定させる。ひとくちにコンサルティング契約とはいっても、その業務内容は、契約内容や経営コンサルタント・コンサルティングファームによって、様々なため、コンサルティング契約では、こうした業務内容をいかに明確に定義づけられるかが問題となります。

関連裁判例

例 1：フラダンス事件（著作権侵害差止等請求事件）

大阪地方裁判所 第一審（平成 30 年 09 月 10 日） 平成 27 年（ワ）第 2570 号

1. 事件概要

- 原告：ハワイ在住のクムフラ（フラダンスの師匠ないし指導者）
- 被告：フラダンス教室事業を営む会社。九州ハワイアン協会（以下 KHA）を実質的に運営する。

原告は、従前、被告と契約を締結し、被告ないし被告が実質的に運営する KHA やその会員に対するフラダンス等の指導助言を行っていたが、両者の契約関係は解消され、原告が、被告に対し、以下の事項を求めた事案。

1. 原告は、被告が、被告の会員に対してフラダンスを指導し、又はフラダンスを上演する各施設で、本件振付けを被告代表者自らが上演し、会員等に上演させる行為が、原告が有する本件各振付けについての著作権（上演権）を侵害すると主張して、被告に対し、本件各振付けの上演の差止め
2. 原告は、被告が、被告の会員に対してフラダンスを指導し、又はフラダンスを上演する各施設で、本件楽曲を演奏する行為が、原告が有する本件各楽曲についての著作権を侵害すると主張して、被告に対し、本件各楽曲の演奏の差止め
3. 原告は、被告が、本件各振付けを上演し又は被告の会員等に上演させた行為及び本件各楽曲を演奏した行為が、原告の著作権を侵害すると主張して、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償金 642 万 2464 円（使用許諾料相当額 409 万 2120 円及び弁護士費用 233 万 0344 円）の一部として 250 万 3440 円の支払等
4. 原告は、被告との間で、KHA 等が平成 26 年秋に開催するワークショップ等で被告ないし KHA の会員に対してフラダンス等の指導を行うことを内容とする準委任契約を締結していたところ、被告が同契約を原告に不利な時期に解除したと主張して、被告に対し、損害賠償金 385 万 1910 円の支払

2. 争点

- 争点 1：本件振付け 6 等の著作物性
- 争点 2：本件各振付けの著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無
※差止請求を認めるかに固有の争点
- 争点 3：被告が本件各楽曲を演奏し、本件各振付けを上演し又は上演させるおそれの有無
※損害賠償請求に固有の争点
- 争点 4：被告による本件各楽曲及び本件振付け 1 等に係る著作権侵害行為の有無
- 争点 5：被告の故意又は過失の有無
- 争点 6：原告の損害額

- 争点7～9：省略（民法 651 条 2 項に基づく損害賠償請求関係）

3. 関連条文（著作権法）

➤ 第 10 条 1 項 3 号【舞踊の著作物】

この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

三. 舞踊又は無言劇の著作物

➤ 第 22 条【上演権及び演奏権】

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

➤ 第 112 条 1 項【差止請求権】

著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

➤ 第 114 条【損害の額の推定等】

1. 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によって作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によって受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
2. 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。
3. 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。
4. 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

4. 裁判所の判断

- 争点 1：

著作権法 10 条 1 項 3 号は「舞踊の著作物」を著作物の例示として挙げており、これは、人の身体の動作の型を振付けとして表現するものである。そして、これについては、それを公衆に直接見せることを目的

として上演する権利（上演権）が著作権の支分権として定められている（同法 22 条）。

➤ 前提

- ◆ 現代フラダンスでは、メロディー、歌詞、ステップ、ハンドモーション等のボディランゲージの組み合わせで表現される。
- ◆ フラの基本は、ステップでリズムをとり、ハンドモーションで楽曲の意味を表す。

➤ ハンドモーションに著作権性を認めない場合

- ◆ 特定の楽曲の振付けにおいて、各歌詞に対応する箇所、当該歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合

→既定のハンドモーションを歌詞に合わせて当てはめたにすぎない

- ◆ ある歌詞部分の振付けについて、既定のハンドモーションどおりの動作がとられていない場合や、決まったハンドモーションがない場合であっても、同じ楽曲又は他の楽曲での同様の歌詞部分について他の振付けでとられている動作と同じものである場合
- ◆ ある歌詞部分の振付けが、既定のハンドモーションや他の類例と差異があるものであっても、それらとの差異が動作の細かな部分や**目立たない部分**での差異にすぎない場合や、**ありふれた変更**にすぎない場合

(例：動作を行うのが片手か両手かとか、左右いずれの手で行うか)

- ◆ 一つの歌詞に対応するハンドモーションや類例の動作が複数存する場合には、その中から特定の動作を選択して振付けを作ることになり、歌詞部分ごとにそのような選択が累積した結果、踊り全体のハンドモーションの組合せが、他の類例に見られないものとなる場合もあり得る。そして、フラダンスの作者は、前後のつながりや身体動作のメリハリ、流麗さ等の舞踊的效果を考慮して、各動作の組合せを工夫すると考えられる。しかし、その場合であっても、それらのハンドモーションが**既存の限られたもの**と同一であるか又は**有意な差異がなく、その意味でそれらの限られた中から選択されたにすぎない**と評価し得る場合には、その選択の組合せを作者の個性の表れと認めることはできないし、配列についても、歌詞の順によるのであるから、同様に作者の個性の表れと認めることはできない。

➤ ハンドモーションに著作権性を認める場合

- ◆ ある歌詞に対応する振付けの動作が、歌詞から想定される既定のハンドモーションでも、他の類例に見られるものでも、それらと有意な差異がないものでもない場合
- ◆ たとえ動作自体はありふれたものであったとしても、それを当該歌詞の箇所に振り付けることが他に見られない場合

→フラダンスのハンドモーションが歌詞を表現するものであることからすると、**当該歌詞の表現として作者の個性が表れている**と認めるのが相当であり、このように解しても、特定の楽曲の特定の歌詞を離れて動作自体に作者の個性を認めるものではないから、個性の発現と認める範囲が不当に広がることはないと考えられる。

➤ ステップについて

- ◆ 選択の幅もさして広いものではなく、これによって歌詞を表現するものでもないから、**ステップについては、基本的にありふれた選択と組合せにすぎない**というべきである。
- ◆ ステップが既存のもの**と顕著に異なる新規なもの**である場合には、ステップ自体の表現に作者の個性が表れていると認めるべきである（なお、ステップが何らかの点で既存のもの**と差異がある**というだ

けで作者の個性を認めると、僅かに異なるだけで個性が認められるステップが乱立することになり、フラダンスの上演に支障を生じかねないから、ステップ自体に作者の個性を認めるためには、既存のものと同様に異なることを要すると解するのが相当である。)

- ◆ ハンドモーションにステップを組み合わせることにより、歌詞の表現を顕著に増幅したり、舞踊的效果を顕著に高めたりしていると認められる場合には、ハンドモーションとステップを一体のものとして、当該振付けの動作に作者の個性が表れていると認めるのが相当である。

➤ (振り付けのための) 歌詞解釈の独自性が存在する場合

- ◆ 著作権法は具体的な表現の創作性を保護するものであるから、**歌詞解釈の独自性自体に作者の個性を認めることはない。**
- ◆ 歌詞の解釈が独自であり、そのために振付けの動作が他と異なるものとなっている場合には、そのような振付けの動作に至る契機が他の作者には存しないのであるから、当該歌詞部分に当該動作を振り付けたことについて、作者の個性が表れていると認めるのが相当である

→ **個性の表れと認めるのは飽くまで具体的表現である振付けの動作**であって、同様の解釈の下に他の動作を振り付けることは妨げられないのであるから、解釈自体を独占させることにはならない。

➤ 結論

特定の歌詞部分の振付けの動作に作者の個性が表れているとしても、それらの歌詞部分の長さは長くても数秒間程度のものにすぎず、そのような一瞬の動作のみで舞踊が成立するものではないから、被告が主張するとおり、**特定の歌詞部分の振付けの動作に個別に舞踊の著作物性を認めることはできない。**しかし、楽曲の振付けとしてのフラダンスは、そのような作者の個性が表れている部分やそうとは認められない部分が相俟った一連の流れとして成立するものであるから、そのような**ひとまとまりとしての動作の流れを対象とする場合には、舞踊として成立するものであり、**その中で、作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、**そのひとまとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当である。**そして、本件では、原告は、楽曲に対する振付けの全体としての著作物性を主張しているから、以上のことを振付け全体を対象として検討すべきである。

		振付け番号							
		1~4	6	1 1	1 3	1 5	1 6	1 7	
原告の認識		原告が 著作権 を有する 著作物 であり、 被告もこ れを認 めている	著作物性を有するか否かについては争いがある						
裁 判 所 の 判 断	著作物性		○	○	○	○	○	○	
	完全に独自の振付け		○	○	○	○	○	○	
	他の振付けとは有意に異なるアレンジ		○	○	○			○	
	他の振付けとは有意な差異を生じさせる振付け					○			

※振付け番号 5、7 ないし 10、12、14 については記載なし

● 争点 2:

被告の元従業員と原告の通訳担当者との間のメールのやりとりによれば、

- (平成 25 年 12 月) 第三者が作曲したあるオリジナルソングに原告が振付けを施した件について、楽曲と振付けの著作権を被告に 1 曲 3000 ドルで譲渡することについてやりとりがなされた。しかし、同月の段階では金額面で折り合いがつかず
- (平成 26 年 1 月 9 日) 原告側から著作権を双方が保有するとの提案がされた後、最終的にこの件がどのようにされたのかは明らかでなく、金員が実際に支払われたのかも明らかでない。

また、仮にこれらのやりとりで当該楽曲については著作権が譲渡ないし永久使用許諾がされたのだとしても、本件各振付けについても同様にされたのか否かは明らかでない。

	争点 3(差止請求)	争点 4	争点 5
	著作権侵害のおそれ	著作権侵害行為	故意又は過失の有無
本件楽曲及び本件振付け 1 等	×	×	
本件振付け 6 等	○	○	○

● **争点 3:**

以上によれば、原告の本件各振付けの上演等の差止請求及び本件各楽曲の演奏の差止請求は、本件振付け 6 等の上演等の差止めを求める限度で理由がある。

● **争点 4:**

なお、被告は、間奏等の歌詞のない部分については、本件振付け 6 等と同じ振付けによるわけではなく、インストラクター等が自由かつ臨機応変に踊っていると主張するが、仮に間奏等の振付けが本件振付け 6 等と異なるとしても、フラダンスが楽曲の歌詞を表現する舞踊であることからすると、歌詞のない部分の振付けの重要性は低いから、それにより著作権侵害を免れることにはならない。

● **争点 5:**

被告が、前提事実記載のとおり、本件振付け 6 等について原告から上演すること等を禁止するよう求められていたにもかかわらずこれらを上演する等していたという経緯に照らせば、本件振付け 6 等を上演する等した行為が原告の著作権を侵害することを予見することは可能であったというべきである。

● **争点 6:**

➤ 本件コンサルティング契約の内容及び報酬の趣旨

◆ 本件コンサルティング契約は、原告が被告及び KHA の会員に対してフラダンスを指導する地位に継続的に就き、被告が KHA の会員に対するフラダンスの指導に関する助言等を求めれば原告から助言等を受けられるといういわば顧問契約的なものであり、その報酬も上記のような助言等を現実に行ったこと自体に対する対価であるわけではなく、原告が上記のような地位に就くことや、助言等を求められればその都度助言等を行うということに対する対価の趣旨を含むいわば**顧問料的なもの**であると認められる。

➤ 原告の損害額の算定

- ◆ 本件コンサルティング契約の月額報酬は 1000 ドルである
- ◆ 上記のとおり、本件コンサルティング契約には、原告が創作した振付け及び作曲した楽曲の使用許諾以外の要素が含まれているから、**使用許諾料は月額報酬の一部**であったと認められる。
- ◆ これらの点を考慮し、かつ、被告は、原告が自己が創作した振付けの使用をやめるよう求めたにもか

かわらず、本件振付け 6 等の使用を継続したという経緯を併せ考慮すると、被告が、原告が創作した振付け及び作曲した楽曲全般の使用を行う場合の使用許諾料相当額は、**月間 700 ドル**が相当

- ◆ 本件での本件振付け 6 等の無断上演に係る使用許諾料相当額は、無断上演が行われた月について、月額使用許諾料相当額 700 ドルに、その月の原告による振付けの全上演回数に占める本件振付け 6 等の上演回数の割合を乗じることによって算定することとするのが相当である。
- ◆ 原告が主張する損害賠償請求対象期間：**36 か月間**（H26.11～H29.10）中に
- 著作権侵害該当月（本件振付け 6 等を上演又は練習させた）：**35 カ月**
- 侵害月に原告が創作した楽曲又は振付けが上演又は演奏された回数：**726 回**（期間内上演回数 732 回 - 非侵害月上演回数 6 回）
- 侵害月に本件振付け 6 等が上演された回数：**90 回**
- ◆ もっとも、原告は、これを日本の通貨によって請求しているから、口頭弁論終結時の外国為替相場（**1 ドル 109.7 円**）により外国の通貨から日本の通貨への換算する必要がある。（最高裁昭和 50 年 7 月 15 日第三小法廷判決）
- ◆ 使用許諾料相当額は、日本円に換算すると、**33 万 3158 円**（1 円未満切捨て）



- 弁護士費用相当額：10 万円（上記の認容額、被告の著作権侵害行為の差止請求が併合提起されていることを始めとする本件に現れた一切の事情を考慮）

- 争点 7 以降：(省略)

例 2 : Shall we ダンス ? 事件

東京地裁平成 24 年 2 月 28 日判決 事件番号平成 20 年 (ワ) 第 9300 号

1. 事件の概要

本件は、映画「Shall we ダンス？」のダンスシーンで用いられたダンスの振り付けを創作したと主張する原告が、被告による上記映画のビデオグラムの販売・貸与、テレビでの放映等の二次利用によって、原告の有する上記ダンスの振り付けに係る著作権（複製権、上映権、公衆送信権及び頒布権）が侵害されたと主張して、被告に対し、主位的に民法 709 条に基づく損害賠償を請求し、予備的に民法 703 条に基づく不当利得の返還を請求する事案である。

原告（わたりとしお）：平成 8 年 1 月 27 日に日本で公開された劇場映画「Shall we ダンス？」（以下「本件映画」という。）において、ダンスの振り付けや指導を行い、自らもダンサーとして出演した。

被告（大映株式会社）：日本テレビ放送網株式会社、株式会社博報堂及び日本出版販売株式会社と共に製作委員会を組織して本件映画を製作し、その著作権を有している製作委員会の幹事会社であった。大映株式会社は、その後、角川映画株式会社に再編され、角川映画株式会社は、平成 23 年 1 月 1 日、被告に吸収合併された。

原告は、本件映画のダンスシーンで用いられるダンスの振り付けを考案し、役者らにダンスの振り付けを指導した。本件映画のエンドクレジットには、「ダンス演出・振付 A」との表記がある。

被告は、本件映画を平成 8 年 1 月 27 日に日本において劇場公開した。その後、平成 8 年 9 月ころ、本件映画を収録したビデオテープのレンタルが開始され、平成 9 年 1 月ころ、同ビデオテープの販売が開始された。また、平成 8 年 12 月ころ、本件映画を収録したレーザーディスクの販売が開始された。さらに、本件映画は、平成 9 年 3 月に、日本テレビ放送網株式会社の全国ネットで放送され、その後も繰り返し地上波で放送された。また、本件映画は、飛行機やバスにおける上映、BS 放送、CS 放送などの衛星放送やビデオ・オン・デマンドの配信等の二次利用にも供され、現在もこのような二次利用が継続されている。

被告は、本件映画の二次利用に際し原告の許諾を求めたことはなく、また、原告に対し、本件映画の二次利用につき金銭の支払をしたことはない。

原告は、平成 20 年 4 月 7 日、被告に対し、本件訴訟を提起した。

2. 争点

- (1) 本件映画のダンスの振り付けに著作物性が認められ、同振り付けが本件映画に複製されているといえるか
- (2) 原告は、いわゆるクラシカル・オーサー（著作物における現著作者）に該当し、本件映画の二次利用

について著作権を行使することができるか

(3) 原告が、本件映画の二次使用料を受け取る権限がないことを自認していたか

(4) 原告の権利行使が著しく正義に反するものであるか

(5) 原告の損害

◎参照条文（著作権法）

・第2条1項1号

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

・第10条1項3号

舞踊又は無言劇の著作物

・第16条

映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、製作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

・第21条

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

・第22条の2

著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

・第23条

1,著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2,著作者は、公衆送信されるその著作物を、受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

第26条

1,著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2,著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

・第114条3項

著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

3. 裁判所の判断

▽請求棄却

社交ダンスと、競技ダンスとパーティーダンス（ダンスパーティーなどで踊られるダンス）を含む概念であり、社交ダンスの振り付けとは、既存のステップを選択して組み合わせ、これに適宜アレンジを加えるなどして一つの流れのあるダンスを作り出すことをいう。基本ステップやポピュラーバリエーションのステップ等の既存のステップは、ごく短いものであり、かつ、社交ダンスで一般的に用いられるごくありふれたものであるから、これらに著作物性は認められない。このような短い動き事態に著作物性を認め、

特定の者にその独占を認めることは、本来自由であるべき人の身体の動きを過度に制限することになりかねず妥当ではない。

結果、裁判所は原告が主張する21のダンスシーンごとに、本件映画に再建されている部分の振り付けの著作物性を検討し、いずれも「社交ダンスの振り付けとしての独創性が認められるほどの顕著な特徴があるとはいえない」などとして著作物性を否定。また、複数のシーンの組み合わせについても、同様の基準により、著作物性を否定し、この判断に至った。

例3：ドキュメンタリー映画事件

知財高裁平成30年8月23日判決（第一審：東京地裁平成30年2月21日）

1. 事件の概要

X（本訴原告＝反訴被告）は、テレビ局であり、沖縄国際大学に米軍ヘリコプターが墜落した事故について撮影したニュース映像に関する著作者、著作権者である。

Y（本訴被告＝反訴原告）は、映画製作会社であり、沖縄の歴史を描いた148分のドキュメンタリー映画を製作した。本件映画には、4か所で、Xが撮影した上記映像が使用されていた。本件使用部分は、合わせて34秒であり、本件映画全編を通じて、Xの名称は表示されていない。

本訴映画事件は、Xが、Yに対し、上映権および頒布権、氏名表示権および公表権の侵害に基づき、本件映画の上映行為の差し止め、そのDVDの販売の停止、損害賠償、謝罪広告の掲載等を求めたものである。

なお、Yは、反訴事件において、XがYからの2度の使用許諾申請を拒絶し、本件を提訴した行為等が独占禁止法に違反する等として、不法行為に基づく損害賠償を請求した。

2. 主要な著作権上の論点（争点）

当該利用行為が引用として認められるか（『公正な慣行』に合致するかどうか）。

1. 映画のクレジットに映像の著作権者の名前を表示していない。

2. Y制作と本件使用部分が、画面比と画質の差によって区別されている。

著作権法32条1項（引用）

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

著作権法48条1項（出所の明示）

次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

3. 裁判所の判断

本件控訴を棄却する。

「当裁判所も、本訴請求については、原判決が認容した 限度で認容し、その余をいずれも棄却し、反訴請求については、その請求を全部棄却するのが相当であると判断する。その理由は、……当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の第3の1ないし10……に 記載のとおりであるから、これを引用する」〔引用の抗弁に関する原判決引用部分（原判決第3の5）

（引用について）

著作権法32条1項が「単に『利用することができる。』ではなく、『引用して利用することができる。』と規定していることからすれば、著作物の利用行為が『引用』との語義から著しく外れるような態様でされている場合、例えば、利用する側の表現と利用される側の著作物が渾然一体となって全く区別されず、それぞれ別の者になり表現されたことを認識しえないような場合などには、著作権法32条1項の適応を受けえないと解される。

（公正な慣行合致性等について）

また、当該利用行為が『公正な慣行』に合致し、また『引用上の目的上正当な範囲内』で行われたことについては、著作権法32条1項の適応を主張する者が立証責任を負担すると解されるが、その判断に際しては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や様態、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを総合考慮すべきである。」

「本件映画のプロローグ部分のうち、Y制作部分は、画面比が16：9の高画質なデジタルテレビ映像であり、他方、本件使用部分は、画面比が4：3であり、Y制作部分に比して画質の点で劣っているから、Y制作部分と本件使用とは、一応区別されているとみる余地もある。しかし、本件映画には、本件使用部分においても、エンドクレジットにおいても、本件各映像の著作権者であるXの名称は表示されていない。」「ドキュメンタリー映画において資料映像を使用する場合に、そのエンドクレジットにすら映像の著作権者を表示しないことが、公正な慣行として承認されているとは認め難いと言うべきである。そうすると、総再生時間が2時間を超える本件映画において、本件各映像を使用する部分が合計34秒にとどまることを考慮してもなお、本件映画における本件各映像の利用は『公正な慣行』に合致して行われたものとは認められない。」

2020年 日本大学法学部オープンキャンパス企画

模擬裁判

～フラダンス振付事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第5期生

令和元年11月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 牧野 梨花
平成31年(ワ)第1288号 著作権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和元年9月10日

判 決

原 告 牧 野 Laule' a 愛 里

同訴訟代理人弁護士 田 口 雅 治

同 西 野 侑 利

同 長 谷 川 風 夏

同 古 内 勇 士

同 八 坂 未 唯

同 吉 田 果 央

被 告 株 式 会 社 マハロ・インター
ナショナルハワイアン・ジャパン

上記代表者代表取締役 道 明 寺 翼

同訴訟代理人弁護士 井 手 創 太

同 河 野 聡 史

同 仙 石 隼 大

同 呉 晗 心

同 長 谷 川 泉 実

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 原告が別紙振付目録記載の本件振付について、著作者人格権（氏名表示権）を有することの確認。
- 2 被告会社の運営するフラダンス各教室での別紙振付目録記載の本件各振付上演の差し止め。
- 3 被告会社の開催するワークショップ、ハワイアン・フラのイベント等での別紙振付目録記載の本件各振付上演の差し止め。
- 4 原告が提供した原告のフラダンス映像や原告のフラ・スタジオのダンス映像を使用したプロモーション・ビデオを削除。
- 5 日本経済新聞社発行の「日本経済新聞」全国版朝刊に、別紙謝罪広告目録記載1の謝罪広告文を同目録2の掲載条件により1回掲載。
- 6 (株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンは、原告に対し、著作物を侵害したとして不法行為に基づき、金500万円を損害賠償金として支払。
- 7 訴訟費用は被告の負担。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、自身のフラ・スタジオ「Me Ke Aloha (メケ アロハ)」を設立し、日本でフラ普及・芸能活動をおこなうフラダンサーである原告が、判決別紙「振付目録」記載の振付（以下「本件振付」という。）について、自らが本件振付の著作者であるにもかかわらず、〔1〕被告(株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンが、原告とフラ指導・顧問契約である「クムフラ」契約が解消されたにもかかわらず、勝手に無断で被告会社が運営する全国7都市・28か所のフラダンスの各教室で踊り続けられていること、ワークショップやハワイアン・フラのイベント会場などでも上演され続けていることや、〔2〕原告が、被告会社の先代の社長に頼まれ、提供した原告のフラダンス映像や原告が経営するフラ・スタジオ「Me Ke Aloha」のダンス映像が無断で、新社長が就いた被告会社の現在のプロモーション・ビデオ(PV)として使われており、またホームページ上でも公開されたことが、それぞれの原告の有する著作者人格権（氏名表示権）著作権を侵害したと主張して、被告に対し、上記の各請求を行う事案である。

2 争点

- (1) 本件振付の「著作物」(2条1項1号)性の有無(争点1)
- (2) 被告による本件振付に係る著作権侵害行為の有無(争点2)

(本件各振付の著作権の譲渡又は永久利用許諾の有無)

- (3) フラダンス映像(映画の著作物)の利用に関する許諾の有無(争点3)
- (4) 「引用」(32条)の抗弁の成否

3 当事者の主張

- (1) 争点1・本件振付の「著作物」(2条1項1号)性の有無

【原告の主張の要旨】

ア ハワイの民族舞踊であるフラには、「古典フラ」と「現代フラ」があり、原告が作って教えているのは「現代フラ」と言われるもので、19世紀以降にハワイアン・ミュージックと共に発展し、クムフラが自ら楽曲に振付をして、自分の教室の生徒に教えている。本件振付は、原告がフラ修行でハワイ滞在中、2013年(平成25年)にフラの師匠からハワイアンネーム「Laule' a (ロウレア)」を与えられた後、自ら創作したフラダンスの振付である。曲の「Pearly Shells」(真珠貝の唄)は有名なハワイアン・フラの名曲であり、本場でも多くのダンサーによって様々な振付で踊られている。フラダンスの振付は、「歌詞解釈」と、手の振りである「ハンドモーション」と、両足の「ステップ」から構成されており、このうち「ハンドモーション」については、昔から特定の言葉に対応する動作が概ね決まっており、この決まった動作を歌詞に合わせて繋げていくことで、世間でよく見かけるスタンダードな振付となる。しかし、本件振付は、原告なりの独自の解釈と表現で作上げたものであり、世間でよく見かけるスタンダードな「Pearly Shells」の振付とは大きく異なっている。

イ 例えば、判決別紙「振付目録」の6項の5 When I see them (真珠貝を見ていると)のハンドモーション、7項の6 my heart tells me that I love you (私の心はあなたを愛していると言っている)のハンドモーションとステップ、11項の9 I' ve got a kiss for you (あなたに口づけした)のハンドモーション、12項の10 and I' ve got more left over (私は残しておく)のハンドモーションとステップ、13項の11 for each star that twinkles in the blue (夜空に輝くひとつひとつの星のために)のハンドモーションとステップなどは、原告の独特の振付・動作となっており、十分に他の振付にはないオリジナルのダンスとなっている。

【被告の主張の要旨】

ア フラダンスの振付は、手の振りである「ハンドモーション」と、両足の「ステップ」からなり、「ハンドモーション」は、特定の言葉に対応する動作が概ね決まっているとはいえ、決して1つしかないわけではなく、世間によく見かける振りがいくつもあるのが通常である。特に「現代フラ」の世界はその傾向が強く、伝統的な「古典フラ」と違って、1つの言葉について複数のスタンダードな振りがある。本件振付は、そんな中の組み合わせに過ぎず、特に原告固有の作品として著作権で守られているものとはいえない。

(2) 争点2・被告による本件振付に係る著作権侵害行為の有無
(本件各振付の著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無)

【原告の主張の要旨】

ア 原告は、2015年（平成27年）4月に、被告会社の「クムフラ」に就任し、その時に被告と「フラダンス指導等業務委託契約書」を交わした。契約条項の文面は「クムフラ」の「基本契約書」であるが、実態は、原告が提供するフラダンス振付のライセンス料（利用許諾料）といった趣旨であり、被告の「クムフラ」に就任中は、提供するフラダンス振付が被告の全国28か所の教室で生徒達に教えられること、また様々なフラ・イベントや「ワークショップ」などで上演されることについて、特に上演回数も、教える生徒数も上限を決めずに、一括して提供していた。「フラダンス指導等業務委託契約書」で交わした定額制で月額10万円は、原告のフラダンス振付の包括的なライセンス料（使用許諾料）であった。

イ 2018年（平成30年）8月、原告は被告会社に対し、「クムフラ」関係の解消、「フラダンス指導業務委託契約書」の解約を申し入れた。この申し入れの際に、原告のフラダンス振付のライセンスも終了するため、原告は、被告に対して、今後一切、被告が全国7都市・28か所に展開しているフラダンス教室で教えないこと、「ホイケ」や「ワークショップ」、各種フラ・イベントなどで上演しないこと、原告のフラ映像なども使用しないことを通知した。それに対して、被告からも、同年9月、契約関係解消を承諾する回答が書面で来たので、原告が提供していたフラダンス振付やフラ映像は、被告は一切使えなくなったはずである。

ウ しかし、今年に入ってから、本件の原告の振付が、被告会社の各教室で生徒たちに教えているほか、「ホイケ」や「ワークショップ」、各種フラ・イベントなどでも頻繁に上演されていることが明らかになった。これは原告の振付に対する権利侵害である。

【被告の主張の要旨】

ア 原告との業務委託契約は、振付の提供だけでなく、教室の生徒の指導や、発表会、フラ・イベントの企画・開催の監修、アドバイスなども担当していたので、それを含めた会社の業務全般にわたる被告会社との顧問契約のようなものであり、月額10万という定額制の委託料のうち、振付のライセンス料があるとしたら、せいぜい2万円程度である。

イ 2018年（平成30年）8月に被告会社と原告の契約関係は終わったが、原

告の「訴状」を受け取るまで確かに、被告は、本件振付を各教室で教えたり、発表会、「ワークショップ」や各種フラ・イベントなどで上演はしていたが、本件振付はありふれた振りの組み合わせに過ぎず、原告固有の作品として法律で守られていると言えず、権利侵害は起きてない。

ウ 仮に原告固有の作品として著作権で保護されているとしても、原告との「フラダンス指導業務委託契約書」には、提供される振付の権利の所在、帰属やライセンス（許諾）の期間などは何も触れられていない。もし明確に許諾料を取るのならば、上演場所や上演目的、回数の上限を設けるのが普通である。契約上、提供された振付は各教室やイベントでいつでも何回でも使えるように、当社に権利の譲渡もしくは永久の使用許諾があったものと認識している。

(3) 争点3・フラダンス映像（映画の著作物）の利用に関する許諾の有無

【原告の主張の要旨】

ア 原告フラダンス映像である「Me Ke Aloha（メケ アロハ）」は、フラ・スタジオのホイケ（発表会）に撮影した映像で、原告も生徒達と一緒に踊っている映像である。今からちょうど3年前の2016年（平成28年）に、被告会社の亡くなった先代の社長に提供した映像であり、契約解消の際に、今後一切、原告の振付は上演しない、教室でも教えない、映像も使わないことを申し入れたのにも関わらず、被告のプロモーション・ビデオ（PV）にこの映像を使い、各種イベントでもPVを上映し、また、会社のホームページ上にもアップして公開している。これは明らかに権利侵害である。

【被告の主張の要旨】

ア 今から3年前の2016年（平成28年）頃に、被告会社の先代の社長と原告との間で提供された映像であり、何も契約書や承諾書などの書類が残っておらず、特に何の条件もなく、原告から提供された映像である。したがって、このフラ映像についても、当社に権利の譲渡もしくは永久の使用許諾があったものと認識している。

(4) 争点4・「引用」（32条）の抗弁の成否

【原告の主張の要旨】

ア 被告会社の映像利用の仕方は、①公正な慣行に合致していない、②目的上正当な範囲内にもない、著作権法上の「引用」は成立しない。

【被告の主張の要旨】

ア 被告会社がプロモーション・ビデオ（PV）で、使用したのは、提供されたフラ映像全体の3分50秒の中の25秒である。当社のプロモーション・ビデオ（PV）は全体で15分ほどのわずか25秒間流れるに過ぎない。さらにPVのエンドの部分で、「資料提供 Hula Studio メケ アロハ」という表示もしている。したがって、被告の映像制作についても通常の業界慣行に従っており、このような利用の仕方であれば、映像の権利侵害とはならない。

イ 本社PVの中で使用したフラ映像の25秒は、何も特別な加工をすることもなく、会社概要などのメイン・コンテンツとははっきり別々になっている。全体を占める割合から言っても会社のPRのPVを飾る付録映像のようなものであり、このような付属的な映像使用方法は、権利侵害とはならない。

第3 当裁判所の判断

1 当事者間に争いのない事実、証拠資料及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

ア 当事者

原告は、ハワイのオアフ島でフラの修行を終えた後、日本で、フラダンス普及活動・芸能活動を進めるかたわら、(株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンの「クムフラ」に2015年に就任した経歴を持つ。(甲第1号証)

被告、マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンは、昭和60年に設立された、主にフラダンス教室の運営事業を行っており、全国7都市・28か所のフラダンス教室を展開、そのほか、フラのイベント企画・開催事業、アクセサリー、フラ関連用品、健康食品などの物販事業を行う株式会社である。(乙第1号証)。

イ 本件フラダンスの振付について

別紙「振付目録」記載の本件各振付(以下本件振付という)はハンドモーションとステップから構成されている。本件で問題となっているのは、ハワイの民族舞踊であるフラの中でも特に「現代フラ」と呼ばれるもので19世紀以降に発展し、自ら楽曲に振付をしたものである。

曲の「Pearly Shells」(真珠貝の唄)は有名なハワイアン・フラの名曲であり、本場でも多くのダンサーによって様々な振付で踊られている。

原告は、本件振付は、独自の解釈と表現で作りに上げたものであり、スタンダードな「Pearly Shells」の振付とは大きく異なった振付であると主張している。

本件振付について、著作物性の有無が問われている。

ウ 原告と被告会社の関係

原告は、ハワイから日本に帰国した2015年(平成27年)に、被告会社の当時の社長であった道明寺忠(どうみょうじ ただし)から、フラダンスの「顧問」として、教室の生徒の指導やイベント開催のアドバイザーとしてのオファーを受け、被告と原告は、2015年(平成27年)4月、「フラダンス指導等業務委託契約」を結ぶ。その契約内容は、被告が全国7都市・28か所に展開しているフラダンス教室で教えるフラダンス振付の提供や、発表会や「ワークショップ」での生徒の指導、同社のフラ・イベントの企画・開催の監修、アドバイスなどであり、コンサルティング料として、月額10万円と定額制となっていた。2年半後の2017年(平成29年)11月、被告会社の先代の社長である道明寺忠が急死し、翌年2018年(平成30年)1月に、息子である道明寺翼(どうみょうじ つばさ)が被告会社の現在の代表取締役社長となつてから、原告と被告との関係は、急速に険悪となり、2018年(平成30年)8月、原告は、被告に対し、「クムフラ」関係の解消と、「業務委託契約」の解約を申し入れ、これを被告も承諾し、同年の9月、両者の契約関係は終了した。

エ 本件フラ映像引用行為等

本件の原告の振付は契約解消後も尚、被告会社の各教室が依然として使用しているほかに、各種フラのイベントなどでも上演されている。さらに、フラダンス映像の「Me Ke Aloha (メケ アロハ)」が、無断で被告の現在のプロモーション・ビデオ (PV) として、各種イベント、会社のホームページ上でも公開し、使用されていた。

2 争点1・本件振付の「著作物性」(2条1項1号)性の有無

(1) フラダンスの著作物性について

ア 著作権法は、著作物の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(同法2条1項1号)と定義しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということはできない。著作権10条1項3号は「舞踊又は無言劇の著作物」を著作物の例示として挙げており、これは人の身体の動作の型を振付として表現するものである。そして、これについては、それを公衆に直接見せることを目的として上演する権利(上演権)が著作権の支分権として定められている(同法22条)

イ ハワイの民族舞踊であるフラには、「古典フラ」と「現代フラ」があり、古典フラが、大昔からハワイの人の歴史の中でそれぞれの流派に大切に守られ受け継がれてきた詠唱(オリ)と踊り(フラ)から成るのに対し、現代フラは、19世紀以降にハワイアン・ミュージックと共に発展し、師匠であるクムフラが自ら楽曲に振付をして、自分の教室の生徒に教えている。

そして、ハワイの民族舞踊であるフラダンスの特殊性は、楽曲の意味をハンドモーション等を用いて表現することであり、フラダンスの入門書においても、フラは歌詞をボディランゲージで表現するとか、ハンドモーションで歌詞の意味を表現し、ステップでリズムをとりながら流れを作るとというのがフラの基本であるとされている。すなわち、フラダンスの振付は、ハンドモーションとステップから構成されるどころ、このうちハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作(一つとは限らない)が決まっており、このことから、入門書では、フラでは手の動きには一つ一つの意味があるとか、ハンドモーションはいわば手話のようなもので、手を中心に上半身を使って、歌詞の意味を表現するとされている。他方、ステップについては、典型的なものが存在しており、入門書では、覚えたら自由に組み合わせる自分のスタイルを作ることができるかとされている。

ウ これらのフラダンスの特徴からすると、特定の楽曲の振付において、各歌詞に対応する箇所を、当該歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合には、既定のハンドモーションを歌詞に合わせて当てはめ

たにすぎないから、その箇所振付を作者の個性の表れと認めることはできない。

また、フラダンスのハンドモーションが歌詞を表現するものであることからすると、ある歌詞部分の振付について、既定のハンドモーションどおりの動作がとられていない場合や、決まったハンドモーションがない場合であっても、同じ楽曲又は他の楽曲での同様の歌詞部分について他の振付でとられている動作と同じものである場合には、同様の歌詞の表現として同様の振付がされた例が他にあるのであるから、当該歌詞の表現として同様の動作をとることについて、作者の独創性が表れていると認めることは出来ない。

さらに、ある歌詞部分の振付が、既定のハンドモーションや他の類例と差異があるものであっても、それらとの差異が動作の細やかな部分や目立たない部分での差異にすぎない場合には、観衆から見た踊りの印象への影響が小さい上、他の振付との境界も明確ではないから、そのような差異をもって作者の個性の表れと認めることは相当ではない。また、既定のハンドモーションや他の類例との差異が、例えば動作を行うのが片手か両手かとか、左右いずれの手で行うかなど、ありふれた変更にすぎない場合にも、それを作者の独創性と認めることができない。

エ 以上のハンドモーションに対し、ステップについては、上記のとおり典型的なものが存在しており、入門書でも、覚えたら自由に組み合わせて自分のスタイルを作ることができることされており、これによって歌詞を表現するものでもないから、曲想や舞踊的效果を考慮して適宜選択して組み合わせるものと考えられ、その選択の幅もさして広いものではない。そうすると、ステップについては、基本的にありふれた選択と組み合わせにすぎないというべきであり、そこに作者の独創性が表れていると認めることはできない。

オ 特定の歌詞部分の振付の動作に作者の独創性が表れているとしても、それらの歌詞部分の長さは長くても数秒間程度にすぎず、そのような一瞬の動作のみで舞踊が成立するものではないから、特定の歌詞部分の振付の動作に個別に舞踊の著作物性を認めることはできない。このような短い身体の動き自体に著作物性を認め、特定の者にその独占を認めることは、本来自由であるべき人の身体の動きを過度に制約することになりかねず、妥当ではない。しかし、楽曲の振付としてのフラダンスは、作者の独創性が表れている部分やそうとは認められない部分があわさった一連の流れとして成立するものである。このような特定の言葉に対応する動作(一つとは限らない)が決まっているハンドモーションと典型的なものが存在しているステップを組み合わせたフラダンスの振付が著作物に該当するためには、それが単なる既存のハンドモーションやステップの組み合わせにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であると解するのが相当である。なぜなら、振付についての独創性を緩和し、組み合わせに何らかの特徴があれば著作物性が認められるとすると、わずかな差異を有するにすぎない無数の振付について著作権が成立し、特定の者の独占が許されることになる結果、振付の自由度が過度に制

約されることになりかねないからである。このことは、既存のハンドモーションやステップの組み合わせに加えて、アレンジを加えたハンドモーションやステップ、既存のハンドモーションやステップにはない新たなハンドモーションやステップを組み合わせた場合であっても同様であるというべきである。

カ 以上の考え方の下に、本件振付について個別に検討する。

(2) 本件振付について

ア 本件振付(楽曲：Pearly Shells)

符号1 ‘Pearly shells’ (真珠貝)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両手を地面に水平に出して、右手を上、左手を下にして、2枚貝の形状にふんわりと重ねる。②次に、左手を上、右手を下にと左右をチェンジして、2枚貝の形状を作るという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、歌詞の Pearly shells (真珠貝) を表現しており、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎないため、作者の独創性の表れと認めることができない。

符号2 ‘from the ocean’ (大海原から)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面に平行にして右向きに波を打たせる。②次に、同じポジションで方向をチェンジして、左向きに波を打たせるという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、同じ楽曲の該当する歌詞と、同様の振付がされた例があり、とられている動作は同じであるため、作者の独創性が表れているとは認めることができない。

符号3 ‘shinning the sun’ (太陽に輝く)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を左右から上へと、ゆっくりと丸く円を描くように頭上を掲げ、丸みを保ちながら、手のひらを上へ向けるという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、当該歌詞の sun (太陽) を丸く円を描くことから、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎず、作者の独創性が表れているとは認めることが出来ない。

符号4 ‘covering the shore’ (海辺を覆う)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面と平行にして左から右へ水平に動かす。②次に、同じポジションで右から左へ動かすという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、同じ楽曲の該当する歌詞と、同様の振付がされた例があり、とられている動作は同じであるため、作者の独創性が表れているとは認めることができない。

符号5 ‘When I see them’ (真珠貝を見ていると)

本件の振付では、①左手を敬礼するように目の横にあて、右手を左側に伸ばし、左から右へ動かす。②次に、右手を敬礼するように目の横にあて、左手を右側に伸ばし、右から左へ動かすという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、原告側によると、通常の振付だと歌詞から、浜辺に落ちている真珠貝を見ているため、足下をじっと見て指した

りする振りがスタンダードであり、原告が振り付けた、手を敬礼するように目の横に当てて、望遠鏡のように180度、遠くを眺めるような動作はしないと主張しているが、同じ楽曲の該当する歌詞には、同様の振付がされた例があり、ありふれた振付であるといえる。したがって、作者の独創性が表れているとは認めることができない。

符号6 'my heart tells me that I love you' (私の心はあなたを愛していると言っている)

本件の振付では、①両手を横にふんわりと広げ、右足を前に踏み出す。②次に、両手を前にふんわりと出し、左足を前に出す。③次に、両手を胸の前で交差させ、右足を前に出す。④次に、両手を胸の前で交差させ、左足を前に出すという4つのパートからなる動作をしている。この振付については、原告側によると、通常の振付だと歌詞から、あなたを愛しているという意味であるため、片手を胸に当てて目をつぶり、相手の前にひざまづくような動作がスタンダードであり、原告が振り付けた、足を左右、交互に前に踏み出しながら、両手を胸の前で交差させている動作は、オリジナル動作であると主張しているが、まずステップについては、上記の通り基本的に作者の独創性が認められず、ハンドモーションにおいても極めて単純なふりであり、作者の独創性が表れているとは認めることができない。

符号7 'more than all the little pearly shells' (それらのすべてのものよりも小さなたくさんの真珠貝)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両手を地面に水平に前に出して、右手を上、左手を下にして、2枚貝の形状にふんわりと重ねる。②次に、腰を左右に振りながら、左手を上、右手を下にと左右をチェンジして、2枚貝の形状を作るという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、符号1の振付と同様に、歌詞のPearly shells (真珠貝)を表現しており、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎないため、作者の独創性の表れと認めることができない。

符号8 'For every grain of sand upon the beach' (たくさんの砂の粒が砂浜の上に)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面と平行にして左から右へ水平に動かす。②次に、同じポジションで右から左へ動かすという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、符号4の振付と同様に、同じ楽曲の該当する歌詞と、同様の振付がされた例があり、とられている動作は同じであるため、作者の個性が表れているとは認めることができない。

符号9 'I've got a kiss for you' (あなたに口づけした)

本件の振付では、①右を向き、右足を前に出し、右手の人差し指を唇の前に持ってくる。左手は腰に当てる。②次に、同じポジションのまま身体を前かがみにして、右手を広げ、顎に添え、息を吹きかけるという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、原告側は、キスの動作について、このように人差し指を唇に当てて、それから前かがみになって、

キスを息で遠くへ吹き飛ばす、という動作はスタンダードな振り付けにはないと主張しているが、同じ楽曲の該当する歌詞と、当該歌詞の口の前に指を持ってくる動作は、kiss（口づけ）を表現しており、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎないため、ありふれた振付であり、作者の独創性の表れと認めることができない。

符号10' and I' ve got more left over'（私は残しておく）

本件の振付では、①右手を左肩に当てる。②次に、スライドさせ、右手を右肩に当てる。③次に、右手を右肩に当てる。④次に、スライドさせ、右手を左肩に当てるという4つのパートからなる動作をしている。この振付については、スライドさせ手を肩に当てるという動作を繰り返しているが、ハンドモーション自体の動きが単純なものであることを考慮すると、独創性が認められるほどの顕著な特徴があるとはいえない。

符号11' for each star that twinkles in the blue（夜空に輝くひとつひとつの星のために）

本件の振付では、①右腕を上、左腕を下にして広げ、両手を開いたり閉じたりする。上下に2往復させる。あげている腕と同じ足から足踏みをするという1つのパートからなる動作をしている。この振付については、原告は、よくある振付は、空に両手を高く差し伸べて仰ぎ見るが、原告の振付は、手のひらを星の輝きのように開いたり閉じたりしながら、上へ下へと2往復させるのがとても個性的だと主張しているが、しかし同じ楽曲の該当する歌詞と、当該歌詞の両手を開いたり閉じたりする動作は、for the each star（ひとつひとつの星のために）を表現しており、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎないため、作者の独創性の表れと認めることができない。

イ 以上のとおり、符号1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, ないし11の本件振付に著作物性は認められない。

ウ また、いずれにも、著作物が認められないことは、上記のイのとおりである。そして、これらの本件振付自体に、原告が主張するオリジナルがあるとは認められず、著作物性のないこれらの振付の組み合わせによって独創性が認められるほどの顕著な特徴を有することになるということも困難である。よって、原告の楽曲において本件一連の流れの振付は、組み合わせについても、著作権の主張は認められない。

3 争点2・被告による本件各振付に係る著作権侵害行為の有無

（本件各振付の著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無）

ア 上記のとおり、原告の本件振付は顕著な特徴を有する独創性を備えている著作物であるとはいえないから、これに著作物性を認めることはできない。

イ よって著作権法22条（上演権）は適用されず、公衆送信する場合も承諾を得る必要がない。

ウ 以上によれば、被告は本件各振付の侵害行為を行っておらず、被告会社が行った教室での上演やプロモーションビデオ（PV）への引用は著作権侵害行為に当たらない。

4 争点3・フラダンス映像（映画の著作物）の利用に関する許諾の有無

ア 原告が制作した本件各振付が上演されたフラダンス映像の利用許諾に関しては、原告が被告会社とのコンサルティング契約において、原告がクムフラに就任している間という期間が設けられていた。

また、利用許諾契約は、契約当事者に対してのみに著作物の利用を認めるものであり、利用者が第三者の利用について了解を与えることまでは認めていない。

しかし、被告は、契約当事者である先代の社長から権利を会社の権利と同時に相続したものと解され、被告には、永久使用権があると認識しうる要因があったと解するべきである。

イ 以上によれば、原告が提供したフラ映像は、原告から永久の使用許諾があったものと解され、被告が本件映像に係る著作権侵害をしたということとはできない。

5 争点4・「引用」（32条）の抗弁の成否

ア 著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」と規定しており、ここで単に「利用することができる。」ではなく、「引用して利用することができる。」と規定していることからすれば、著作物の利用行為が「引用」との語義から著しく外れるような態様でされている場合、例えば、利用する側の表現と利用される側の著作物とが渾然一体となって全く区別されず、それぞれ別の者により表現されたことを認識し得ないような場合などには、著作権法32条1項の適用を受けないと解される。また、当該利用行為が「公正な慣行」に合致し、また「引用の目的上正当な範囲内」で行われたことについては、著作権法32条1項の適用を主張するものが立証責任を負担すると解されるが、その判断に際しては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無や程度などを総合的に考慮するべきである。「出所の明示」としては、著作権48条は、「次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」と規定している。

ウ 以上の考え方の下、本件フラダンス映像については、被告会社のPVを見てみると、全体の15分のうちフラダンス映像の部分は、25秒であり、かつ、その25秒には何も特別な加工をすることなく挿入し、「会社概要」などのメイン・コンテンツとははっきり区別されているのが分かり、被告がフラダンス映像を利用することで、原告に影響があったとは認めるほどの権利侵害は行われておらず、また「出所の明示」については、「フラスタジオ ミケアロハ」で、原告のフラダンス映像であると認識できるため、合理的であると認めることが出来る。

エ したがって、著作権の行使に対する引用（著作権法32条1項）の抗弁が成立するため、フラ映像の権利侵害を起こしたとは言えない。

5 結語

以上によれば、原告は、「本件振付」の著作者ではない以上、著作権及び著作者人格権を有しない。さらに原告の本件振付の上演、また原告が提供したフラ・スタジオのダンス映像を使用したプロモーションビデオ（PV）も著作権、著作者人格権を侵害しているとはいえないから、原告の請求は認められない。よって、主文のとおり判決する。

令和元年11月4日

日本大学三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官 嶋 田 美 帆 子

裁判官 梶 原 瑠 星

裁判官 金 子 好 樹

編集後記

本日は、藤田ゼミナール5期生の「模擬裁判～フラダンス振付事件～」へお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

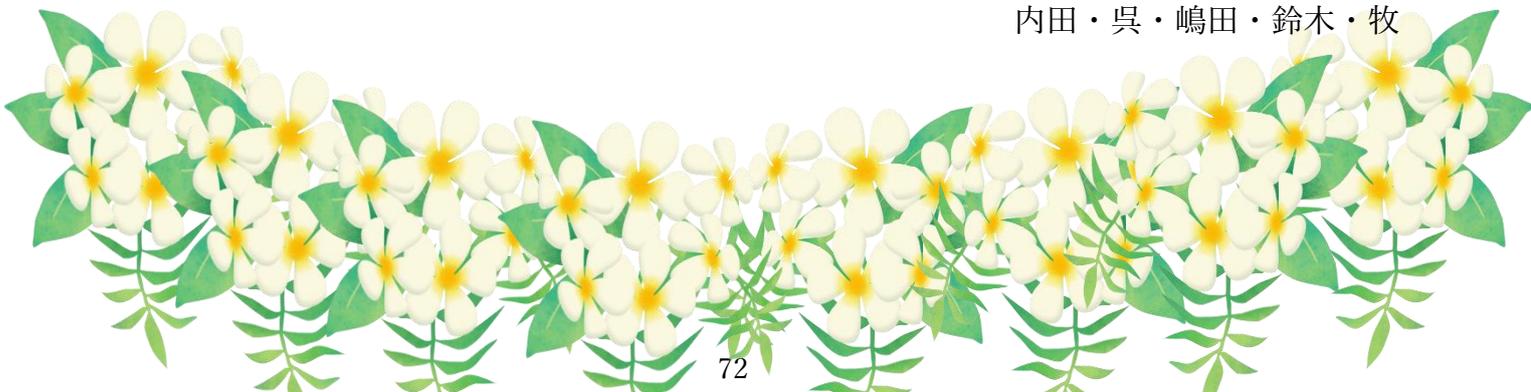
模擬裁判とは、実際に起きた事件を元にして、架空の事件を作り、裁判を舞台仕立てに行うものです。私たちにとって、演技をするということは、初めての経験でしたので役者のゼミ生は大変苦勞していました。また、資料準備など、内容を練り上げ、良い裁判にする為には、多くの労力や時間が必要とされます。その中で、一人一人が目標に向かって頑張ることにより、充実した日々を過ごせたのだと考えます。

今回は、フラダンスという、ダンスの振付が果たして著作物と認められるのか、という事件でした。この事件をきっかけに、著作物とはどういうものか、一同が改めて考えることとなり、理解を深めていくことができたのだと思います。

私たちのゼミナールでは、判例研究という、実際の裁判資料を読み、研究をした上で、著作権について少しずつ学んでいく方式をとっています。今回の発表を機に、知的財産法や、著作権について興味をもって頂けたら幸いです。

藤田晶子ゼミナール5期生

内田・呉・嶋田・鈴木・牧



藤田晶子ゼミナール 5 期生